

中世イングランドにおける雪冤宣誓（四・完）

——自治都市の慣習と法を中心に——

加藤哲実

- 一 序説
- 二 史料抜粋
- 三 分析および考察
 - 21… 1 (以上第二二卷第一号)
 - 37… 22 (以上第二二卷第二号)
 - 63… 38 (以上第二三卷第一・二合併号)
- 四 雪冤宣誓
 - 1 民事訴訟（金銭債務訴訟、契約訴訟）の手続
 - 2 刑事訴訟の手続
 - 3 自治都市民にとっての雪冤宣誓の意味
- 五 結びに代えて (以上本号)

四 雪冤宣誓⁽¹⁾

以上、自治都市の慣習と法の中に現われる雪冤宣誓を、その周辺の社会的現象と関連づけながら検討してきた。そしてそれは、序説でも述べておいたように、本稿の第一の課題であった。以下では、雪冤宣誓という法的行為が、当時の社会においてどのような意味を有したかを追究するという視角から、我々の史料とその分析の結果を踏まえて考察を深めてゆくことにする。考察の順序としては、先ず、民事訴訟と刑事訴訟の手續について、雪冤宣誓の手續を中心にして整理し、次に雪冤宣誓を共同体と宗教との関連で検討し、最後に当時の社会ないし共同体において雪冤宣誓がいかなる意味を有したかを明らかにする。

1 民事訴訟（金銭債務訴訟、契約訴訟）の手續

自治都市の幾つかは、国王裁判所とは異なつた固有の占有訴訟手續を發展させたと言われるほどに民事裁判権を發展させている場合があり、例えば金銭債務訴訟について見れば、もし金銭債務が都市の内部で発生したならば、その訴訟は当該都市裁判所で審理されねばならなかつた。⁽³⁾ その手續は以下のように行なわれる。

(1) 原告の訴え（7・12・22・23参照）

法廷において当事者たちが向い合つて立ち、原告は、自分の主張を自分の口で述べるか、あるいは代弁人に述べてもらう。訴答はすべて口頭で行なわれる。その陳述は、神聖な言葉で満たされた方式的な言い方であり、その省略は致命的であった。原告が被告に答弁を強いるためには、単なる口頭の言葉だけでは足りず、原告証人を提出しなければならぬ。原告証人の機能は第一次的には原告の主張を支持することであり、一三世紀には実際に提出され、法廷で尋問され得たが、

一四世紀には次第に形骸化してゆき、原告証人の提出の申し出は単なる形式になった。もしも原告が、捺印証書、割符、ないし書面を提出し、それが有効な証拠として認められれば、原告勝訴となり、被告の雪冤宣誓は認められなかった。つまり、被告の行なう雪冤宣誓は、原告証人しか提出しなかった原告に対してのみ原則として認められたのである。

(2) 被告の訴答（7・12・20・34・36・42参照）

被告は、原告の場合と同様に方式的な否認を行なう。原告の主張の要点を一つ一つ繰り返して、それを一つ一つ否認する。一三世紀以前にはこのようにして否認が行なわれたが、一三世紀末には一般的な方式が用いられるようになり、さらにそれは形式化した。そしてこれは、被告の答弁の実質的な部分へ導入されるための単なる形式的な前置きとなった。これが、「法廷の言葉」Ⅱ「被告に向けて述べられた全ての事柄」の「完全否認」である。「完全否認」が行なわれた後に被告の実質的な答弁が行なわれる。この被告訴答の段階で、被告が雪冤宣誓を希望する場合がある。

(3) 中間判決

原告と被告の訴答が終了すると、中間判決が下される。これは、どちらの当事者が証明を行なう権利を持ち、いかなる証明方法が用いられるべきかについての決定であり、証明が成功しなかった場合に被告がいかなる支払いをなし、かついかなる刑罰を科されるべきかについての終局判決をも含んでいる。

我々の史料の中には、証明方法としての雪冤宣誓を中心に、一定の事件に対してこの判決をどう下すかの指針がかなり詳細に挙げられている。以下に、宣誓補助者の資格と人数、そしてそれを誰が選出するかについて、その原則を中心に整理しておく。

① 宣誓補助者の資格（11・12・13・14・21・27・30・53参照）

善良さ、誠実さ、適法さ等が資格要件として挙げられており、また、自由身分の隣人、被告本人と同等な地位・身分の者という意味での同輩、告訴されたり嫌疑をかけられたりしたことのない人等という条件が付けられている場合がある。

② 宣誓補助者の人数（10・12・26・29・36・42・49参照）

訴額によって、あるいは事件の内容によって変化しているが、具体的には例えば、二名、三名、四名、五名、六名の場
合がある。

③ 宣誓補助者の選出者（10・11・12・13・21・26・37・42・49参照）

被告本人が選出して連れて来るのが原則である。史料21では、原告側が補助者選出に関わる慣習のあったことが明記されてお
り、それは、特許状で変更を受けた。すなわち、法廷の裁定によってリストが作られ、そこから選出されることとな
った。公正の見地から一定の合理化が施されたと見てよからう。史料26では、被告は補助者の候補者を自ら一〇名法廷
に連れて来て、その一〇名が二つの集団に分けられ、ナイフ投げによって一方の集団が選ばれ、さらにその五名から四名
が選出されるという過程を踏んでいる。史料37では、被告が補助者を選ぶのであるが、その際は必要数以上の補助者を
法廷に連れて来ることのあったことが示されている。それは、もしも補助者が宣誓を適切に遂行できなかつた場合に、そ
れに代替するためであった。ここではそのような補助者代替の制度化が明示されているわけであるが、他の場所におい
ても同様の慣習のあった可能性はある。法廷には当事者の隣人・同輩が集合しているはずであるから、危急の際に代わりの
補助者を提出することは可能であつたらうし、被告が必要に応じてそれを望んだことは容易に推測されるからである。

(4) 被告の宣誓（36・37参照）

中間判決で雪冤宣誓を行なうべく裁定された被告は、先ず、一定の期日に宣誓補助者を連れて出頭して雪冤宣誓を遂行
することを保証するための保証人を提出しなければならない。この行為を史料は、「雪冤宣誓を申し出る（*vadate legem*,
vage one's law）」と表現している。保証人は通常二名である。決められた期日に被告は、一定数の宣誓補助者を伴つて出
頭し、原告によってなされた要求ないし訴えが真実でないこと述べ、聖書に手を置いて宣誓を行なう。史料37では、被告は、
ベイリフの言う通りに宣誓の言葉を言わなければならないとされており、当時、宣誓の文言が方式的に決まっていたこと

を示している。なお、原告は、被告が宣誓補助者と共に雪冤宣誓を遂行する場に立ち合い、被告の宣誓を受け取らねばならなかった（史料13）。

(5) 宣誓補助者の宣誓（10・32・42参照）

被告の宣誓が行なわれた後に、宣誓補助者の宣誓が続く。補助者は「彼〔被告〕は彼ら〔宣誓補助者〕の知識と信頼の限り正しくて確実な宣誓を行なった。したがって神および聖遺物が彼らに加護を賜わりますように」（史料32）というように宣誓する。もちろんここでも方式性は支配している。史料32は、刑事訴訟の史料であるが、民事においても同様であったろうと推測できよう。こうして宣誓補助者によって方式通りの宣誓が行なわれると、被告の宣誓が保証されたことになり、ここで初めて被告は「雪冤宣誓を遂行し（*facere legem, make his law*）」たいうことになる。

一二世紀と一五世紀のロンドンの史料から分かることであるが、被告が他所者であり、他所者であるが故に補助者を用意することができない場合に、ギルドホールに最も近い六つの教会に行って、各々の教会で、被告がギルドホールで行なった宣誓は正しいことを宣誓するという慣習があった。ロンドンに特有のものかも知れないが、このような形で他所者に便宜がはかられている。

宣誓が行なわれる際には、場所が教会である場合にはもちろんであるが、ギルドホールやその他の場所においても、手続の性格からして司祭が立ち合ったはずである。したがって、裁判におけるこの宣誓手続の際には、裁判を主宰する者、裁判官（判決発見人）、原告側の者、被告側の者、そして傍聴・傍観する者が、精神の統轄者としての司祭を中心に集合していたことになる。

(6) 終局判決

これは、中間判決においてあらかじめ定められていた判決であり、証明手続の成否の帰結として予定されている判決を意味している。例えば、被告が雪冤宣誓に成功すれば、責任を免れ解放されるが、失敗すれば、原告に対して、原告が訴

因において示した金額および裁判所が査定した損害賠償額を支払い、さらに、隣人たちによって査定された罰金額を都市の慣習通りに領主に支払ったのである（史料37）。

2 刑事訴訟の手續

これまで見てきた民事訴訟の手續は、自治都市の裁判所におけるそれであったが、以下で見る刑事手續は、都市民たる被告が国王裁判所で告訴された時の手續上の特権を示すものである。グランヴィルによれば、一一八七年頃のイングランドでは、刑事事件の裁判管轄権について見ると、国王（巡回）裁判所には、叛逆、埋藏物隠匿、国王平和の侵害、殺人、放火、強盜、強姦、偽造、並びにその他類似の事件が帰属し、州裁判集会には、窃盜、並びに領主の裁判不履行の訴訟が帰属し、領主裁判所には、乱闘、殴打、並びに傷害が帰属した。⁽⁴⁾ 本稿序説で述べたように、自治都市の刑事裁判権は、「現行犯で逮捕された犯人の処罰以上に及ぶことは、滅多になかった」（メイトランド）と言われているが、その裁判所が領主裁判所的な様相を呈した時には、上述のように、乱闘、殴打、傷害についての裁判権を有したはずである。このことは史料8から知ることができるし、また、38で見たように、ピール法違反に対する裁判管轄権の存在も知ることができる。我々の史料は、都市の慣習と法を確認する文書である場合と、国王ないし領主によって与えられた特許状の場合とがあるが、刑事関係に注目すれば特許状が多い。そしてその内容は、被告たる都市民が国王（巡回）裁判所において告訴された場合に、訴訟手續上の特権を与えられるというものである。それ故以下では、国王裁判所での刑事訴訟手續における都市民の特権に焦点を絞って考察してゆくことにする。

(1) 犯罪の追迫方法

犯罪の追迫方法について見ると、一一六六年のクラランゲン法によって起訴陪審による正式訴訟という制度ができて、それはその後国王国家にとって重要な位置を占めることになるが、それと並んで、古来の伝統を有している私人による訴

追、すなわち私訴があった。両者について、一二世紀末の状況を、佐藤伊久男氏のグランヴィル研究を参考にしつつ確認しておく。グランヴィルの著作とされている『イングランド王国の法と慣習についての論考』第一四編の中の「叛逆」の告訴に関する叙述の中にその状況が見出される。

① 正式起訴（陪審による告訴）

被疑者を告訴する市井の私人がいな場合には、「評判（ファーマ）」（＝陪審）が彼を公に、告訴しなければならぬ。被疑者は国王巡回裁判所への出頭を義務づけられ、直ちに適格な保証人を立てなければならぬ。保証人を立てることができなければ、出廷を保証するために被告自身が留置される。決められた期日に被告が出廷すると、国王裁判官の面前で種々の調査・尋問に基づいて事の真実が究明され、その結果彼が白（pro eo）となれば、彼は釈放されるが、黒（contra eum）となれば、「真実を明らかにする法によって」（「神判」によって）身の潔白を証明しなければならぬ。その法によって有罪となれば、他の重罪と同じように彼は死刑か身体刑に処せられるが、そのいずれに処せられるかは国王の慈悲が定める。

② 私訴（私人による告訴）

私人が被疑者を告訴した時には、その告訴人は訴訟追行のために、裁判所への出頭を義務づけられ、それ故に保証人を立てなければならぬ。同様に、被疑者も保証人を立てなければならぬが、それができないときには獄に留置される。

次に、裁判日が指定され、両当事者に通常の不出頭理由申し立てが認められる。裁判は常に、両者が出席して開始される。法廷で、先ず、告訴人が被疑者の行為を陳述し、「裁判所の法よすだめに従って」これを証明する用意があると述べる。次に、これに対して被疑者は同じように「正しい方法」で告訴人の陳述の一切に亘って否定する。以上の手続には、形式性と陳述の文言の斉一性が存在する⁽⁶⁾。この段階で審理が決闘に委ねられると決定されれば、両当事者はそれまで行なった陳述の一切について変更することも、また国王または裁判官の許可なくして「和解」することも許されない。このことは、許可

を得て「和解」する道があつたことを意味している。決闘の結果、告訴人が敗訴すれば彼は国王の慈悲のもとに置かれる。被疑者が敗訴すれば、彼は死刑または身体刑に処せられ、また財産を没収されて彼の相続人は永久に排除される。

なお、告訴は成年自由人男子、未成年男子、隸農男子がこれを行なうことができるが、女子は「殺人」と「強姦」を除いて告訴できない。また、被疑者は年令（六十歳以上）と傷害（骨折など）などを理由に決闘を拒否することができるが、その場合自由人であれば熱鉄、隸農であれば水による「神判」に委ねられる。

私訴については、メイトランドの叙述を参考にして一二、三世紀の状況をさらに図式的に整理することができる。彼は、この古い訴訟手続はグランヴィルの時代にもまだ典型的な手続であり、ブラクトンの時代においてすら、背後に退きつつありはしたけれども、なお法律家たちの心に留まっていたと述べている。⁷⁾ その手続の図式は次の通りである。

- (a) 原告は、方式通りに、神にかけて宣誓を行ないつつ被告を訴える。
- (b) 被告は、方式通りに、神にかけて宣誓を行ないつつ嫌疑に対する無実を主張する。ただし被告は、原告が法喪失者であるという理由で、あるいは原告に何らかの不可欠の儀式ないし神聖な言い回しの脱漏があつたという理由で、自分には答弁の義務はないと説明することができた。
- (c) 方式上申し分のない訴えとそれの否認が行なわれたならば、裁判官は次のような問いに答えねばならない。すなわち、「これらが両当事者の主張であるが、彼らのどちらが証明を行なわねばならないか、そしていかなる証明を彼は行なわねばならないか」と。この時に当事者たちの主張が吟味されるが、その際に裁判官の推理活動が展開すると思われる。そして、当時の人々の知恵が発揮されるとすればそれはこの場面であろう。
- (d) 裁判官は、訴えを却下するか、どの証明方法をどちらの当事者に実行させるかを決定する。中間判決である。この判決の中には、証明の結果によって齎らされる帰結、すなわち終局判決も含まれている。
- (e) 証明を命じられた当事者が証明を行なう。

以上であるが、ここで、証明方法の決定に際しての裁判官の役割について考えてみる。先ず強調しておくべきことは、全ての事件が無条件に安易に何らかの証明にかけられたわけではないということである。取り上げるべき訴えではないと判断されれば却下されるし、明白な証拠がある場合には即座に有罪判決が下されるのである。例えば、現行犯と自白である。

ア 現行犯

現行犯について、国王裁判所の二つの判例を挙げる。一つは、一二二二年にヨークで開かれた王座裁判所の事例である。「アベルトンのヘンリーは、エトンの息子レジナルドの殺害の廉で逮捕される。そして、彼が彼のナイフでレジナルドを殺害した時、町の人々全員が来て叫喚追跡を行ない、現場で彼を捕える時までその傷ついた人が彼を掴んで離さなかったということが証言される。それ故彼を絞首刑に処すべし」⁽⁸⁾。

もう一つは、一二二二年にシュロプシア (Shropshire) で開かれた巡回裁判所の事例である。

「盗まれた」布地を持っているところを捕えられたオズバート・ブラウンとピーター・ザ・ニードラーとハーストンのアリスが出頭する。そして、アリスとピーターが、グロスタ州においてシェリフたるラルフ・マサードの面前で退国宣誓をしたことが証言される。そのシェリフは同様の事実を記録する。そして他の多くの人々が同様の事実を述べる。そして国王のベイリフと騎士たちおよび他の人々が、次のように証言する。すなわち、オズバートは盗まれた布地を持っているのを発見され、ピーターが彼と共におり、フレンターという人がおり、彼は退国宣誓をした、と。それ故に「彼らを絞首刑に処すべし」⁽⁹⁾。

イ 自白

自白について、国王裁判所の一つの判例を挙げる。一二二二年にヨークで開かれた王座裁判所の事例である。

「被疑者たるスポフォースのハインジとゲイメル・フリマントルを絞首刑に処すべし。なぜなら、シェリフの侍者たち

と自由人たちと近隣の四つの集落が次のように証言したからである。すなわち、彼らはシェリフの従者たちに対してなされた三三本スの強盗を自白した、と⁽¹⁰⁾。

以上のように、現行犯ないし自白について申し分のない証言があつた場合には、証明の余地なく有罪とされる（史料58参照）。かかる証言がない場合には訴えが却下されるか、何らかの証明方法が命じられるが、その前の段階でかなり綿密に事実に関する吟味が裁判官によってなされていたのではないかと思われる。また、判断に際しては、被疑者の前歴が考量され、再犯の場合あるいは嫌疑をかけられたのが初めてでない場合にはより厳しい処置が施されたのである。これは一二世紀末の史料で確認できる（史料7・9・16）。

また、これと類似の慣習は、既にアングロ・サクソン時代に見られる。一二世紀初めに書かれたとされ、アングロ・サクソン法の引用から成る「ヘンリー一世の法」では、「度重なる告訴によって評判を落としておらず、彼の宣誓や、神判への付託が失敗したことの無い信頼に値するあらゆる人は、ハンドレッドにおいて単純な雪冤の権利を享受すべし」（史料66の64、9）とされ、さらに、信頼に値しないものは、単純な雪冤宣誓を三つのハンドレッドで行なうか、三倍に加重された宣誓を行なうか、あるいは神判を行なうか、いずれかの道を選ばなくてはならなかったと書かれている。したがって、アングロ・サクソン社会の判決発見人は、中間判決に際して、当事者の法生活の過去の歴史、とりわけ当事者が法的に汚れているか否かに通暁していなければならなかった⁽¹¹⁾。当時の判決発見人は「同等な地位・身分の者」という意味で当事者の「同輩」であつたから、これは可能だつたであろう。

上述の一二、三世紀の国王裁判官は、州の全体を召集して事実審理を行なう。この場面での裁判官の判断力については改めて検討せねばならぬが、彼らが何ら事実を吟味なしに証明方法を決定したわけでないことだけは強調しておきたいと思ふ。

この時期の刑事手続において用い得た証明方法としては、神判、決闘、雪冤宣誓、証人宣誓があつた。ところで、一一

六六年以降について見れば、正式起訴における証明方法は神判だけであり、私訴におけるそれは決闘か神判であった。さらに、一二一五年の第四回ラテラノ公会議の決定を契機にして、その直後にイングランドでは神判が事実上廃止され、結局、正式起訴には証明方法が欠如し、私訴には決闘のみが残るということになる。この場面で刑事上の審理陪審が発生することは周知の通りである。⁽¹³⁾したがって、当時の訴追方法と証明方法との対応関係を原則的な形で整理すれば次のようになる。すなわち、一一六六年以降一二一五年までについては、正式起訴には神判が、私訴には決闘か神判が用いられ、一二一六年以後は正式起訴には陪審が、私訴には決闘か陪審が用いられたということである。

このように見てくると、一二、三世紀の国王裁判所の刑事手続では、証明方法としての雪冤宣誓はそれほど重要な意味を持たなかったような印象を受ける。しかし、私はそうではないと考えている。なぜなら、多くの自治都市が雪冤宣誓を用いる特権を特許状によって国王から獲得しており、さらに、関連する判例も存在するからである。そこで次に、この雪冤宣誓それ自体について考察する。

(2) 一二、三世紀自治都市の特権としての雪冤宣誓

① 決闘免除・雪冤宣誓権付与特許状

一二、三世紀においては、我々の史料 4・5・6・9・16・17・28・30 および表 1 から分かるように、一一三一年頃のロンドンへの特許状を最初として、国王から様々の地域の自治都市に決闘審判免除、そして雪冤宣誓使用の許可という特権付与の特許状が多数与えられている。例えば、ロンドンの特許状では次のように書かれている。

〔史料 A〕ヘンリー一世によるロンドン市民への特許状。一一三二年頃。

「そして都市民は、都市の城壁の外では、いかなる告訴にも応訴すべきでない。そして彼らは国家への税からもデイン税からも殺人罰金からも免れているべきである。そして彼らの誰も決闘を行なうべきではない。そしてもし都市民の誰かが国王の訴訟について起訴されたならば、ロンドンの人は、都市の中で裁定された宣誓によって自分を防御すべきである。

Et cives non placitabant extra muros civitatis pro illo placito; et sint quieti de scot et de Danegildo et de murdre, et nullus eorum faciat bellum. Et si quis civium de placitis coronae implacitatus fuerit, per sacramentum quod iudicatum fuerit in civitate, se distracionet homo Londaniarum.]⁽¹⁷⁾

これと殆ど同じ内容の他の都市の特許状がその後の時代に存在する。このことは、他の自治都市がロンドンのそれをモデルにしたことを推測させる。この推測の正しさは、リチャード一世が一九四年にリンカンに、あるいはジョン王が一二〇〇年にノーサンプトンに与えた特許状によって裏付けられる。ここでは、国王の訴訟で訴えられた場合に「ロンドン市の都市民の慣習に従って自分を防御することができる (se possint distracionare secundum consuetudinem civium civitatis Londaniarum.)」とされている。⁽¹⁸⁾

当時の都市民が決闘を嫌悪し、その免除を国王に懇願していたことは疑いなく思われる。ヨーロッパ大陸に目を向けてみると、神聖ローマ皇帝ハインリッヒ四世は、早くも一〇八一年にピサ (Pisa) とルッカ (Lucca) の都市民に決闘審判からの免除特権を与えている。⁽¹⁶⁾ イギリスでは、表1から分かるように、一二世紀初めにロンドンとニューカスルがこれに関する特許状を与えられ、その後多くの自治都市に類似の特権が与えられた。それはイングランドに留まらず、スコットランドとアイルランドにまで及んでいる。スコットランド王ウィリアム・ザ・ライオン (William the Lion) は、一九六〇年の特許状でインヴァネス (Inverness) の都市民に決闘審判からの免除特権を与えている。⁽¹⁷⁾ 同じ頃、ダブリンの都市民は、後に国王となったアイルランド領主ジョンによって同様の特権を与えられた。⁽¹⁸⁾ これらのことから判断すると、イギリスではロンドンならびにニューカスルはイングランド、スコットランド、そしてアイルランドに至るまでの自治都市のモデルとなっていたように思われるのである。そして、一三世紀の初めには既に決闘審判からの免除特権は、イギリス諸島における都市民の特権的地位の特徴の一つであった。⁽¹⁹⁾

〔表 1〕 決闘免除・雪冤宣誓権付与特許状を獲得した自治都市一覧

都市名	州名	年
London		1131頃, 1155, 1194, 1199, 1227
Newcastle	Northumb.	1132-35, 1216
Wearmouth	Durh.	1154-95
Canterbury	Kent	1155-58
Dublin	(Ireland)	1171, 1192
Bristol	Glos.	1188
York	Yorks.	1189
Colchester	Ess.	1189
Inverness	(Scotland)	1189-92, 1196-97
Northampton	Northants.	1189, 1200
Winchester	Hants.	1190, 1215
Pontefract	Yorks.	1194
Norwich	Norf.	1194, 1199
Lincoln	Lincs.	1194, 1199, 1200
Gloucester	Glos.	1200
Egremont	Cumb.	1200頃
Cambridge	Cambs.	1201
Grimsby	Lincs.	1201
Bedford	Beds.	1202以前
Kilkenny	(Ireland)	1202-10
Lynn	Norf.	1204
Marlborough	Wilts.	1204
Waterford	(Ireland)	1205, 1232
Leeds	Yorks.	1208
Yarmouth	Norf.	1208
Thomastown	(Ireland)	1210頃
Dunwich	Suff.	1215
Scarborough	Yorks.	1216-72
Carlow	(Ireland)	1223
Moone	(Ireland)	1223
Shrewsbury	Salop.	1225以前
Drogheda	(Ireland)	1229, 1247
Cork	(Ireland)	1242
New Ross	(Ireland)	1279
Rosbercon	(Ireland)	1289-95
Limerick	(Ireland)	1292
Berwick	Northumb.	1302

註) A. Ballard(ed.), *British Borough Charters 1042-1216*, Cambridge, 1913, pp. 132-134, A. Ballard and J. Tait(ed.), *British Borough Charters 1216-1307*, Cambridge, 1923, p. 184, *Borough Customs*, vol. I (*op. cit.*), pp. 32, 36-52, 162-186, Stubbs(ed.), *Select Charters (op. cit.)* より作成。なお、これらは、該当する都市の全てではない。

② 雪冤宣誓に関するロンドンの慣習

以下では、他の自治都市が目標としたところの、そしてその意味でモデルとなっていたロンドンの慣習を見てゆく。幸いなことに、ロンドンの史料は最もまとまった形で残っている。ロンドンには特殊であり、他の都市から区別されるべきであるとされるかも知れないが、この件に関して見れば、雪冤宣誓の発生史段階の実態を窺うという問題意識のもとに見る限り、やはり有用な史料であると思われる。史料 24・32・33 の中にそれは見えているが、これらの史料においては、メアリ・ベイトスンが編集した際にかんがりの省略が行なわれていた。そこで、ここでは、当時の慣習の実態を総合的に把握するために彼女が抽出した典拠に戻ってそれらの全文を引用し、試訳を施すことにする。典拠たる *Liber Albus* は、一四一九年に編集されたが、それは、一三、四世紀の社会状態、慣行、そして制度に光を投げ掛けるものであると言われている。そして、以下に示す史料の原文から分かるように、そこには古来の特権と慣習が示されており、少なくとも一二世紀初頭にまで遡らせることは可能であろう。ただし、注意しなければならぬことは、時の経過につれて何らかの変容を被っている可能性があるということである。もともと、もしもその変容が、我々が明らかにしつつある証明方法としての雪冤宣誓手続の社会的意味に、決定的な打撃を与えていないとすれば、差し当たりはその変容に重きを置く必要はないであろう。この問題については後で論ずることにして、以下に史料を引用し、その要点を整理することにしよう。

[史料 B] *Liber Albus; Libri Primi, Secunda Pars, Cap. XIII.*

「以下のことが書き留められるべし。ロンドン市の古来の特権と慣習によれば、国王の訴訟において三つの雪冤〔方法〕があり、私訴された人々、告発された人々、ならびに起訴された人々は、それら〔の雪冤方法〕によって身の潔白を証明せねばならぬ。それらの第一番目のものは殺人あるいは謀殺に由来し、この雪冤〔方法〕は「大雪冤宣誓」と呼ばれる。第二番目の雪冤〔方法〕は、身体傷害に由来し、それは「中雪冤宣誓」と呼ばれる。第三番目の雪冤〔方法〕は、しかし、キリストの降臨祭の時や復活祭や聖霊降臨祭の一週間の間に引き起こされた襲撃、打擲、奪取、傷害、殴打、流血そして

このような不法な他の犯罪に由来し、この雪冤〔方法〕は「第三級雪冤宣誓」と呼ばれる。

Notandum, quod secundum antiquas libertates et consuetudines civitatis Londoniarum, tres sunt purgationes in placitis corone Regis, per quas appellati, reclusi, et accusati se debent acquiescere. Quarum prima est de morte vel de murdro; et ista purgatio vocatur 'Lex Magna.' Secunda purgatio est de mahernio, et vocatur 'Lex Media.' Tertia autem purgatio oritur de insultis, baturis, toltis, vulherationibus, plagis, sanguinis effusione, et aliis hujusmodi injuriis, illatis tempore Domnicæ Nativitatis, in hebdomada Paschæ et Pentecostes; et ista purgatio vocatur 'Lex Tertia.'

〔史料C〕 *Liber Albus; Libri Primi, Secunda Pars, Cap. XIV.*

「大雪冤宣誓によつて自らを雪冤せねばならない人にとつて、その宣誓の順序は次の通りである。私訴されたり、告発されたり、起訴されたりする人は、本人自ら六回の宣誓を行なうべし。すなわち、そのあらゆる宣誓において彼は、彼自身のために、彼が重罪、国王の平和の破壊、そして彼に嫌疑のかけられたすべての悪行について罪がなく潔白たること、そして「それ故に、神およびそこにある聖遺物が彼に加護を賜わりますように」と宣誓すべし。その後で、六名の人々は次のように宣誓すべし。すなわち、彼は彼らの関知と洞察の限り、正しくて確実な宣誓を行なった、そして「それ故に、神およびこの聖遺物が彼らに加護を賜わりますように」と。そしてこの順序は、三六名の宣誓者の全員が宣誓するまで続けられるべし。このようにして、起訴されたその人が、上で述べたように最初に宣誓を行ない、彼の後に、六名ずつの人々が記入された数が完成するまで続け様に宣誓を行なった。

ロンドン史の古来の慣習によれば、選出されるべく命じられた三六名の人々のために次のような順序があるのが習わしであり、またそうであらねばならない。すなわち、起訴された人が関与しないで、ウォルブルック川の東側において一八名の人々が、そしてウォルブルック川の西側において一八名の人々が選出されるべきであり、その人々は、親戚であつても血族であつてもならず、また彼自身の親族出身であつてもならず、婚姻関係ないしその他の何らかの条件によつて〔被

告本人と」結び付いていてもならず、しかし、都市の自由人である信頼に値する人々でありさえすればよい。その人々の名前は、告訴されたその同じ人に対して読み上げられるべし。彼〔訴えられた人〕は、名前を読み上げられた人々から、都市の市長とバロンたちに、彼が信頼できない人々の名前を示すべし。そして、もし彼が彼らのためにもつともな理由を示したならば、そのような人々の名前は文書から抹消されるべし、そして他の人々が彼らのように選出されるべし。こうして欠員が埋められ、命じられたことが完全にされ、「その名前は」彼らの面前で朗読されるべし。そして、彼〔訴えられた人〕がその人々の名前に満足し、「いざれ」雪冤されるべきその言われた非難について自らを彼らの中に置く時には、その時には、都市の参事会を経て、彼は、保証人を提出させられて、義務づけられた彼の雪冤宣誓に向けて、決められた一定の日と場所に、国王裁判官の面前に出頭すべし。というのは、都市の古来の慣習に従って、彼は、遂行されるべき彼の雪冤宣誓に向けて、完全な四〇日間の期限の中でこのような方法を引き続き頼りにすべきだからである。そして、三六名の名前は国王裁判官のもとに持って来られるべし。

Quicumque se oporteat per Magnam Legem purgare, ordo legis illius talis est.—Quod appellatus, reclusus, et accusatus sex faciet sacramenta propria persona; scilicet, quod in quolibet sacramento iurabit pro se quod innocens et innocuus est de feloniam et pace Domini Regis infracta, et de universo malefacto ei imposito, et “Sic Deus illum adiuvet, et illa sacrosancta.” Postea iurabunt sex viri quod sanum et saluum sacramentum iuravit, secundum conscientias et intelligentias suas, et “Sic adiuvet eos Deus, et haec sacrosancta.” Et hic ordo continuabitur usque ad numerum triginta sex virorum iuratorum completum: ita quod ille accusatus primo iurabit, ut superius continetur, et post illum viri seni usque ad numerum superius notatum completum.

Ad triginta sex viros praedictos eligendos solet et debet, secundum antiquam consuetudinem civitatis Londiniarum, talis ordo esse.—Quod, absente accusato, eligantur decem et octo viri in parte orientali de Walebroke, et decem et octo viri in parte occidentali de Walebroke, qui non sunt cognati aut consanguinei aut de parentela ipsius, nec etiam ei matrimonio vel alio quocumque casu obligati, sed tantum fidedigni de libertate civitatis: quorum nomina eidem accusato recitabuntur. Quibus auditis,

ostendet Majori et Baronibus civitatis quos illorum habet suspectos. Et si causam rationabilem monstraverit ergo eos, nomina talium a scripto delebuntur et alii loco eorum eligentur. ad numerum prædictum complendum et coram eo recitandum. Et cum fuerit contentus de illorum nominibus, et se in eis posuerit de dicta accusatione purganda, tunc, per consilium civitatis, compareat coram Justiciariis Domini Regis ad legem suam vadiandam et certis die et loco faciendam. Quia, secundum antiquam consuetudinem civitatis, habebit talis respectum usque ad terminum xl dierum completorum ad minus de lege sua faciendam. Et committentur nomina triginta sex virorum Justiciariis Domini Regis.」⁽²⁷⁾

〔史料 D〕 *Liber Albus; Libri Primi, Secunda Pars, Cap. XV.*

「これは中雪冤宣誓を遂行する順序である。すなわち、身体傷害について告発され私訴された人は、三回の宣誓を本人自ら行なうべし。彼はそのあらゆる宣誓において自分のために、彼がその重罪について、国王の平和の破壊について、そして彼の嫌疑のかけられた全ての悪行について罪がなく潔白たること、そして「それ故に、神およびそこにある聖遺物が彼に加護を賜わりますように」と宣誓すべし。さらに、彼の後に六名の人々は次のように宣誓すべし。すなわち、彼は彼らの関知と洞察の限り適法で確実な宣誓を行なった、そして「それ故に、神および聖遺物が彼らに加護を賜わりますように」と。そしてこの順序は、一八名の宣誓者の全員が宣誓するまで続けられるべし。このようにして、起訴されたその人は上で述べたように最初に宣誓を行ない、そして彼の後に六名ずつの人々が、続け様に、記入された数が完成するまで宣誓を行なった。

前に挙げた大雪冤宣誓〔手続〕全体の中にそれ〔その順序〕が上述のところを含まれていた時と丁度同じように、同様の順序が、選出された一八名の人々に至るまで実行されるべし。

De Lege Media facienda talis est ordo. — Scilicet, quod reclusus et appellatus de mahenio tria faciet sacramenta in propria persona; scilicet, quod in quolibet sacramento jurabit pro se quod innocens et innoxius est de feloniam illa, et pace Domini Regis

infracta, et de universo malefacto ei imposito, et "Sic Deus eum adjuvet, et illa sacrosancta." Post illum autem jurabunt sex viri quod legale et salvum sacramentum juravi, secundum conscientias et intelligentias eorum, et "Sic adjuvet eos Deus, et sacrosancta." Et hic ordo continuabitur usque ad numerum decem et octo virorum juratorum completum; ita quod ille accusatus primo jurabit ut superius continetur, et post illum viri seni usque ad numerum superius notatum completum.

Ad decem et octo viros eligendos, observetur idem ordo sicut superius continetur in omnibus Magna Lege prenotata.」⁽²³⁾

[史料E] *Liber Albus; Libri Primi, Secunda Pars, Cap. XVI.*

「第三級雪冤宣誓を遂行するに際しては、その順序は次の通りである。すなわち、上述した聖なる時間に引き起こされた襲撃、打擲、奪取、傷害、殴打、流血そしてこのような不法な他の犯罪に関して起訴された人は、一回の宣誓を自分のために本人自ら行なうべし。すなわち、上述の聖なる時間に行なわれた、彼に嫌疑がかけられた悪行や国王の平和の破壊について彼は罪がなく潔白であり、そして」それ故に、神およびそこにある聖遺物が彼に加護を賜わりますように」と。さらに、彼の後に六名の人々は次のように宣誓すべし。すなわち、彼は彼らの関知と洞察の限り適法で確実な宣誓を行った、そして「それ故に、神および聖遺物が彼らに加護を賜わりますように」と。そしてこれらの六名の人々は、このような起訴された人が住んでいる近辺から選ばれるべきことが知られるべし。しかし、彼らは血族であっても親族であってもならず、あるいは彼自身の親族出身であってもならず、婚姻関係ないしその他の何らかの条件によって〔被告本人と〕結び付いていてもならず、しかし、彼の近辺に住む人で都市の自由人である信頼に値する人々でありさえすればよい。そしてその人々の名前は、上述のところで大雪冤宣誓〔手続〕の中に含まれていたように、告訴されたその同じ人に対して読み上げられるべし、云々。

In Lege Tertia facienda talis est ordo. — Quod accusatus de insultis, baturis, totis, vulnerationibus, plagis, sanguinis effusione et aliis hujusmodi injuriis, illatis temporibus sacris supranotatis, unum faciet sacramentum in propria persona pro se; scilicet,

quod immunis et innoxius est de malefacto ei imposito et pace Domini Regis supradictis sacris temporibus infracta, et "Sic Deus illum adiuret, et illa sacrosancta." Post illum autem jurabant sex viri quod legale et saluum sacramentum juravit, secundum conscientias et intelligentias eorum, et "Sic Deus eos adiuret, et sacrosancta." Et sciendum est, quod hi sex viri eliguntur de visneto quo talis accusatus manserit. Ita tamen, quod non sint consanguinei aut cognati, vel de parentela ipsius, nec etiam ei maritaggio vel alio quocunque casu obligati, sed tantum fidedigni illius visneti et de libertate civitatis. Quorum nomina eidem accusato recitabuntur, etc., ut superius in Magna Lege continetur.]

以上の史料、B、C、D、Eについて一つずつ要点を整理してゆく。史料Bでは、ロンドンの慣習である三種の雪冤宣誓が挙げられる。ロンドン市の古来の特権と慣習によれば、国王の訴訟において三種の雪冤方法があり、訴えられた人はそれによって身の潔白を証明せねばならぬというわけである。

第一番目は殺人あるいは謀殺の場合で、大雪冤宣誓 (Lex Magna)、第二番目は身体傷害(重傷害)の場合で、中雪冤宣誓 (Lex Media)、第三番目はクリスマス、復活祭、聖霊降臨祭の時に起きた襲撃、打擲、奪取、傷害、殴打、流血その他の犯罪の場合で、第三級雪冤宣誓 (Lex Tertia) と呼ばれる。

史料Cは、大雪冤宣誓の手続である。宣誓の順序は、本人が六回の宣誓を行なうが、各回ごとに本人に続いて六名の宣誓補助者が宣誓を行なう。宣誓の内容は、本人は、重罪、国王の平和の破壊、そして嫌疑のかけられた全ての悪行について罪がなく潔白たること、「それ故に、神およびこの聖遺物が彼に加護を賜われますように」と宣誓する。宣誓補助者は、彼らの関知と洞察の限り、被告本人が正しくて確実な宣誓を行なっており、「それ故に、神およびこの聖遺物が彼らに加護を賜われますように」と宣誓する。このように、本人と三六名の宣誓補助者が宣誓を行なう。ちなみに、中雪冤宣誓と第三級雪冤宣誓の場合は、それぞれ宣誓補助者が一八名、六名になるだけで、宣誓順序とその内容は殆ど同じである。

この史料は、さらに、ロンドン市の古来の慣習としての宣誓補助者の選出に言及している。選出に際しては、被告本人

は関与せずに、ウォルブルック川 (Walbrook) の東側から一八名、その西側から一八名が選出される。ウォルブルック川は、ロンドン旧市街を南北に流れていた小川 (brook, stream) だ、ロンドンを丁度東西に二分していた。この小川は、チューダー朝の末期までには消失したと言われ、現在は存在しない。彼らは親戚、血族、親族であつてはならず、都市の自由人で信頼に値する人であればよいとされている。なお、史料Eでは「彼の近辺に住む人」という要件が付加されている。その人々の名前は被告に対して読み上げられ、彼は、彼が信頼できない人々の名前を指摘し、もし忌避についてもな理由を示したならば、その人々の名前は抹消される。空白は新たに選出された人々の名前で埋められる。こうして、被告が、整えられた宣誓補助者に満足し、嫌疑をかけられた非難について自分を彼らに委ねると決めたときには、決められた日に決められた場所に、国王裁判官の面前に現われることになる。

宣誓補助者の選出については、民事では上述のごとく被告本人が選出して連れて来るのが原則であり、必要に応じて一定の変更が加えられているのを見た。刑事に関しては、史料3・10・11・38・40・51などを合わせてみれば、やはり被告本人が選んで連れて来るのが原則であつたように思われる。しかし、史料3から分かるように、ロンドンでは一二世紀中葉に既に本人によらない選出方法が採用されており、史料C・Eから分かるように一三、四世紀には、都市の役人が選出するのが原則となっている。

史料Dは、中雪冤宣誓の手続である。手、足、指、目、前歯など戦闘に際して重要な役割を果たす身体部位の傷害、すなわち身体傷害について告発された場合であるが、本人が三回宣誓し、各回ごとに六名の宣誓補助者が宣誓する。宣誓内容は、大雪冤宣誓と同じである。

史料Eは、第三級雪冤宣誓の手続である。聖なる時間に引き起こされた襲撃、打擲、奪取、傷害、殴打、流血、その他の犯罪について告発された場合であるが、本人が一回宣誓し、続いて六名の補助者が宣誓する。宣誓内容については、大雪冤宣誓の場合と基本的に同じであるが、「国王の平和の破壊」という文言はあるが、「重罪」という文言は消えている。

その代わりに「上述の聖なる時間に行なわれた」という文言が入っている。これは、これらの犯罪自体は重罪でないけれども、聖なる時間に行なわれたが故に国王の平和の破壊と見做されたことを意味しているのであろう(24参照)。

③ 雪冤宣誓に関する国王裁判所の判例

次に、雪冤宣誓に関連した国王裁判所の具体的な事件を見よう。三つの判例を引用し、それぞれ簡単に整理することにする。それぞれの被告は自治都市リンカン、ベドフォード、シュロウズベリの都市民である。

[史料F] Lincoln. Pleas before the Justices of the Bench and Pleas before the King during the Reign of John. Coram Rege

Roll No. 7 collated with No. 8. 一二〇〇年

「マーチン・マートルはジョンの息子ピーターを以下のように訴える。彼は国王の平和において悪し様に、リンカン市の外のキャニックにある彼の土地上の彼の家と部屋の内外の扉を破り、彼から六〇マルクを強奪し、彼の土地の不動産権原証書を強奪し持ち去った、と。ピーターは出頭して、ここで、そして我々の国王の自由な都市民として彼が防御すべき所で、その全てを否認する。

ゴントのギルバートは、ジョン・フレミングを以下のように訴える。彼は彼の家の扉を破壊し、彼を拘束し、彼をリンカンに釘付けにするように導き、そして彼に宣誓を強要し、そして彼から二と二分の一マルクと彼の妻の衣類を強奪した、と。そしてジョンは、ピーターと同じ仕方でその全てを否認する。

ヒュー・クラピンは、トリーを以下のように訴える。彼は国王の平和において彼の家で彼を襲撃し、彼から三ポンドと彼の妻の二着の外套と一着のブルーのケープと一着のチュニックを強奪した、と。そしてトリーはピーターと同じ仕方でその全てを否認する。

アラン・ウァイルズは、ニコラス・モレルを以下のように訴える。彼は国王の平和において彼の家で彼を襲撃し、彼から二マルクと一着のブルーのケープと彼の妻の衣類を、国王の平和において悪し様に強奪した、と。そして彼は、ピー

ターがしたように否認する。

サクスの娘アグネスは、パリのジョンを以下のように訴える。彼女が妊娠中に働いていた時に、彼が彼女の家に入って来て、彼女の足を引っ張って外に引きずりだし、彼女を棒で打ち、そのために彼女は彼女の子供を失った、と。そして彼は、他の人々が行なったようにこれを否認する。

リンカンの都市民たちが来て、国王の特許状を提示した。その特許状は以下のことを証明している。国王の貨幣鑄造者と従者は除いて、彼らの誰も市壁の外では答弁する必要がなく、彼らはいかなる私訴の故にも決闘を行なう必要がなく、ロンドン市の特権と法に従って自分を雪冤できる、と。そして彼らはこの彼らの特権を懇願する。聖エドモンドの日の翌日に〔国王はリンカンにいたのであるが……メイトランドの註〕国王がどこにしようとも、その国王の面前で彼らに一日が与えられる。

〔以下は、上記事件に関する後になってからの説明である……メイトランドの註〕

マーチン・マーテルは、パリのピーター〔上ではジョンの息子ピーターと呼ばれている〕を以下のように訴える。彼は国王の平和において悪し様に彼の家に来て、彼を襲撃し、彼から六七マルク〔上では六〇マルクとなっている〕を強奪し、彼の従者を拘束した、と。そして彼は、彼に対してこれを彼の身体によって証明することを申し出る。云々。

そしてピーターが来て、平和の破壊、重罪、六七マルクの強奪およびその全てをリンカンの自由都市民として一語一語否認する。そしてもし都市の特権に従って彼の防御を行なうことが許されないならば、もし裁判所がそう考えるのであれば彼の身体によって自分を防御することを申し出る。そして彼が言うには、彼がマーチンに対して三六名の宣誓補助者を伴う雪冤宣誓を申し出ることを条件として、その私訴は国王の許可によって妥協的に処理されたが、被疑者たちが雪冤宣誓遂行の用意を整えて、やって来たときに、マーチンは、彼らに彼らの雪冤宣誓を免除し、彼らの全員の宣誓を受け取り、彼らに平和のキスを行ない、そして彼が彼らに対して持っていた悪感情の全てを彼らに対して帳消しにした、と。

そしてマーチンは、彼がこのように彼らの全員の宣誓を受け取り、彼らがこのように彼に彼らの雪冤宣誓を申し出たことを否認しないが、しかし彼が言うには、彼らは彼らの間で行なわれた約束を守らなかつたのであり、したがって彼は彼らに対して彼の私訴を行なうのである、と。判決…その私訴は無効であり、したがってマーチンに憐憫罰を科す。

ギルバート・ゴントは、ヒューの息子ジョン〔上ではジョン・フレミングと呼ばれている〕を以下のように訴える。彼は上述の平和において暴力的にギルバートの家に入って来て、彼の家を破壊し、侵入し、ギルバートの妻の衣類とギルバート自身の四〇シリングに値する家畜を強奪し、彼を棍棒で打ち、その結果流血に至つた、と。そして彼は申し出る、云々。

そしてジョンは、自由な都市民としてその全てを否認し、彼らは上述のように妥協的な処理を行なつたと述べ、そして彼はこれが彼の思い通りに許されるようにと懇願する。裁判官たちの到来の時に一日が彼らに与えられ、そして彼らは妥協的な処理のための許可を得る。同じ罪で訴えられているヒュー〔ヒューは私訴人であるから、これは誤記であろう〕とトリーに同様の日が与えられる。²⁶

これは、ジョン王治世の一二〇〇年にリンカン市で開かれた王座裁判所のリンカン都市民に関わる判例である。上述のように、リンカン都市民は一一九四年に、「ロンドンでの都市民の慣習に従つて自分を防御することができる」と特許状によつて認められていた。この開廷期に五件の重罪事件が挙げられているが、そのうち四件は強盗で、一件は妊娠中の女性を棒で殴つて流産させたというものである。被告は全員リンカン都市民で、これらは当然に私訴である。したがって、原則上一般的には決闘に付されるはずである。しかし、これらのリンカン都市民は一一九九年七月二日に獲得した国王の特許状を提示する。そしてその特許状には、「彼らはいかなる私訴の故にも決闘を行なう必要がなく、ロンドン市の特権と法に従つて自分を雪冤すべき」(quod non debent facere duellum pro aliquo appello sei distracionare se secundum libertates et leges civitatis Londonie.)と書つてあるわけである。彼らはこの特権の行使を懇願する。被告は国王の平和の破壊、重

罪、個別的な犯罪事実を否認し、雪冤宣誓使用の特権を国王に懇願するが、もし許されないのであれば自分の身体によって、つまり決闘によって雪冤することも辞さないとし出る。上述のように、ここで裁判官は、原告と被告の主張を考量して事実に関する吟味を行ない、訴えを却下するなり、あるいはその訴えを取り上げた場合には、そのどちらが証明を行なうか、そしてどの証明方法を用いるかを決定するのである。ここに挙げた判例では、五件中少なくとも二件は雪冤宣誓が認められている。

[史料5] Bedford. Pleas before the Justices in Eyre in the Reign of King John. Coram Rege Roll No. 14. 一二〇二年

「ランバート・ミラーはウォルターの息子ローレンスの妻クラリスが彼に不正なガロン枡でビールを売ったと訴える。

そしてそれについて彼は原告証人を提出するが、その証人は、彼女がそのガロン枡で、すなわち一ペニーにつき三ガロンで売った時そこに立ち合ったと証言する。そしてクラリスは出頭して、不正なガロン枡で売ったことを否認し、彼女は彼が彼女の物であると言っている一ガロン用の枡で売ったのではなく、二分の一ガロン用の枡で売ったのだと主張する。裁判官たちが〔次に〕到来した時に、彼女に第二二番目としての彼女の手によって〔すなわち、一名の宣誓補助者と共に〕自己防御させよ。彼女は雪冤宣誓を申し出た。彼女の雪冤宣誓のための保証人は、アセリンの息子ウィリアム。ランバートの告訴の保証人は、ウィリアム・サンガイネル、ジオフリーの息子リチャード、ランバートの息子デニス、〔そして〕ウォルター・ミラーである。⁽²⁷⁾」

これは38で述べたビール法違反事件と共通の判例である。38では荘園裁判所における荘園領主のビール法違反について言及したが、ここでは、その種の事件が国王巡回裁判所で取り上げられている。原告が原告証人を伴って訴え、被告がそれを否認し、中間判決において一名の宣誓補助者を伴う雪冤宣誓が命じられ、被告は保証人を提出して雪冤宣誓を申し出ているのが分かる。自治都市ベドフォードの都市民クラリスは特権としての雪冤宣誓権を認められているのである。なお、原告は自分の告訴を貫徹するための保証人を提出している。

〔史料H〕 Shewsbury. Pleas before the Justices in Eyre in the Reign of Henry the Third. Assize Roll, M, 5, 8, 1. 1111

五年

「リルシャルの大修道院長は次のように訴える。すなわち、シュロウズベリのベイリフたちは彼の特権に反して彼に多くの損害を与えており、そして違反したら一〇シリングの罰金という条件で大修道院長ないしその従者にいかなる商品も売却してはならぬという宣言書をその都市において公布せしめたのであり、その結果その都市の教区吏員であるリチャード・ペッチは、この宣言書を彼らの命令によって公布したのである、と。そしてそのベイリフたちはそれについて全てを否認し、リチャードは同様য়েそれについて全てを否認し、そして彼はそのような宣言書が誰かによって布告されるのを決して聞かなかったと述べる。考量の上次のように判決される。すなわち、彼〔リチャード〕は第一二番目としての彼の手によって〔すなわち、一一名の宣誓補助者を伴って〕自己防衛すべし、そして土曜日に彼の宣誓補助者と共に出頭すべし、と。教区吏員リチャード・ペッチの雪冤宣誓のための保証人は、ブレイのロバートとピーター・ピン。その後、その大修道院長が出頭して、裁判官たちの許可を得て、その雪冤宣誓を免除した。²⁸⁾」

原告たる大修道院長は、恐らく自治都市シュロウズベリにおける商取引において都市のベイリフから不利益を被っていたのであろう。両者の利害関係については知り得ないが、大修道院長が取引上の特権を有していたようである。この事件では、大修道院長は都市内での商品購入を妨げられているのであり、それについて国王巡回裁判所に訴えているわけである。被告は、都市のベイリフと教区吏員であるが、中間判決に記述があるのは後者のみである。

原告の訴えがあり、被告が全てを否認し、中間判決において、被告は一一名の宣誓補助者を伴う雪冤宣誓を命じられている。ここでも自治都市の特権としての雪冤宣誓権が認められている。被告は雪冤宣誓のための保証人を提出しているが、これは両者の間で和解が成立したことを示しているのであろう。

以上、決闘免除・雪冤宣誓権付与の特許状、雪冤宣誓に関するロンドンの慣習、そして自治都市民が関わった国王裁判所での幾つかの判例を見てきた。時代的には、特許状は、一二世紀中葉以降一三世紀初葉までに集中しており、ロンドンの慣習は、一三、四世紀以前のものであり、判例は一三世紀初葉のものであった。これらの検討から言えることは、この時代に国王裁判所における刑事裁判で、被告が自治都市民であった場合には彼は自分の嫌疑を晴らす証明方法として、私訴における決闘の代わりに雪冤宣誓を用いることができたことである。

したがって、上述のごとき原則、すなわち、一一六六年以降一二一五年までについては、正式起訴には神判が、私訴には決闘か神判が用いられ、一二一六年以後は正式起訴には陪審が、私訴には決闘か陪審が用いられたということは、あくまでも原則にすぎず、実際には、もし被告が当該特許状を獲得している自治都市の都市民であつたならば、彼は雪冤宣誓を用い得たのである。このことは先ず私訴に関しては史料からはっきり知ることができる。正式起訴に関しては、史料上明確でなく、はっきり結論を下すことは差し控えるが、史料²⁴で見たようにロンドンに限っては、正式起訴において陪審の代わりに雪冤宣誓が用いられたことを推測できるし、また、時代は降るが、五港の慣習（史料45・48）からも同様の事態は推測できるのである。

3 自治都市民にとつての雪冤宣誓の意味

都市民の特権としての雪冤宣誓権は、国制史上は基本的に国王の特許状によって一二世紀中葉以降獲得されているわけであるが、その前提にはやはりアングロ・サクソン社会の伝統が存在するように思われる。この点に関しては、チャールズ・グロスも明確に述べている。³⁰『ヘンリー一世の法』は、アングロ・サクソンのドゥームの引用から成っているが、ここには民事、刑事を問わず雪冤宣誓が一般的な証明方法として用いられていたことが示されている（史料66参照）。³¹ウィリアム征服王は、その法によってアングロ・サクソン人に、刑事訴訟において決闘を避けることを可能にさせた。³¹自治都

市民の決闘免除は確かにこの流れの中で理解すべきである。しかし、グロスのように、「ノルマン征服後長い間自治都市民たちが、アングロ・サクソンの法的慣行の維持への強力な保守的精神を示した」と言うだけでは不十分であろう。スーザン・レイルノズは、「それは、ノルマン人の新しい決闘の訴訟手続に対するイギリス人の保守主義の勝利ではなかった。なぜなら同様の特権が海外の都市によって尊重されたからである。例えば、イーブル (Ypres) は一一一六年にフランダースの伯爵からそれを獲得した」、と述べている。⁽³²⁾

都市民は決闘免除・雪冤宣誓獲得という方向を積極的に目指したが、その際に彼らは、単に伝統に固執したというのではなく、むしろ雪冤宣誓に彼らなりの一定の意味を積極的に見出していたのではなからうか。そのことは自治都市における共同体および宗教との関連で考察されねばならない。したがって、以下では共同体的観点と宗教的観点から雪冤宣誓に検討を加えることにする。

(1) 雪冤宣誓の共同体的性格

雪冤宣誓は、いかなる社会的背景において有効に機能し得るのであろうか。ミルソムは、この点について次のように述べている。

「雪冤宣誓は、関係者全員の立場が問題となるような共同体の裁判所 (court of a community) において意味を成した。そしてそれは、隣人たちならびに当事者たちが国王裁判官の面前に立ち合った巡察においてはまだ意味を成していた。しかし、弁護士が恐らくは宣誓補助者を雇ったであろうウェストミンスターにおいては、それはあまり意味を成さなかった。」⁽³³⁾

確かに、雪冤宣誓は生活者集団から成る共同体を背景として初めて有効に機能したように見える。民事についてであるが、一三世紀の荘園裁判所 (manorial court)⁽³⁴⁾ や、商人裁判所 (merchant court) としての定期市裁判所 (court of fair)⁽³⁵⁾ における裁判所記録を繙けば、証明方法としての雪冤宣誓が頻繁に用いられていたことが分かる。自治都市裁判所については

言うまでもなからう。そして、ミルソムが言うように、国王裁判所が巡察の形で活動し、共同体の成員たる隣人および当事者がそこに出頭していた時には、雪冤宣誓はやはりなお有効に機能し得たのである。

中世イングランドの行政区は、王国、州、ハンドレッド、自治都市、村(村)と、このように重畳していたが、雪冤宣誓が有効に機能し得る背景としての場面は、人間関係が日常生活に根ざしていたはずの小共同体ということになる。雪冤宣誓の手續においては、隣人同士が互いに互いの人間をよく知っていなければならなかったからである。

宣誓補助者たちは、当該事件の事実関係を知っている必要はなく(もちろん知っていても良いし、知っている場合の方が多かったかも知れないのであるが)、したがって被告の無罪を直接に宣誓するのではなく、被告が正しくて確実な宣誓を行なったことを宣誓するのであり、この意味で彼らは人格証言人であって、被告本人をよく知っていなければならなかったのである。このことは、宣誓補助者が被告本人によつて選出されようと、共同体の役人によつて選出されようと変りはない。宣誓補助者は、原則として自由人で適法な者であり、以前に犯罪を犯したり、嫌疑をかけられたりしたことがない者であると同時に、「同等な地位・身分の者」という意味での当事者の「同輩」であり、当該共同体の成員であつたからである。

一一、三世紀の自治都市は、特許状の中で記されている「都市民(Civitas)」から成る共同体を中心に構成されていたことは確かである。⁽³⁶⁾その他諸々の階層が存在したことは否定できないが、都市の政治的・経済的・法的・宗教的活動は都市民を中心に展開したのである。もちろん、この時期の都市について一般論を述べることは困難であるし、⁽³⁷⁾またここはそれを行なう場でもない。しかし、我々の課題との関連で一一、三世紀の自治都市共同体の一定の局面を指摘することは許されるであろう。

自治都市共同体の内部の人間集団に注目してみると、そこには複数のギルドが存在したことが分かる。鵜川馨氏の定義によれば、ギルドという言葉は、血縁関係を持たない者たちが、或る種の連帯を表現するために兄弟の間柄にたとえて結

成した自発的連合を指している。ギルドとは本来ゲルマン的表現、あるいはゲルマン的制度と言われているが、その言葉は、八世紀から一一世紀にヨーロッパの北西の地域で用いられた表現であり、本来は何らかの宗教的性格を持つ祝宴、酒宴そのものを指し、またそれを祝う人々の結合もまたギルドと呼ばれた。ギルドは、ゲルマン諸部族のキリスト教への改宗の過程で次第にキリスト教の枠組みに組み込まれ、特に一〇世紀、一一世紀には完全にキリスト教化されたようである。この段階でギルドは、信仰の普及に伴って埋葬の儀礼と深い関わりを持つに至り、死者のためにミサを捧げることがその重要な目的となり、同時に生きている仲間のための相互扶助の結合でもあった。したがって、宗教的な性格の他に社会的・経済的機能を有していたということになる。そして、かかる人的結合は、ヨーロッパ封建社会に固有で、普遍的な人的結合の様式であり、たとえ時代と地域によって異なる表現様式を示し、現象形態をとるとしても、この人的結合の原理は基本的に封建社会全期を通じて貫徹していると言える³⁸⁾。

具体的な例としてロンドンに注目すると、ここでは、かかるギルドの形成は一〇世紀頃から知られている。一二世紀には例えば馬具工のギルドがあり、馬具工と教会聖堂の修道会との一一五四年の盟約によると、教会が馬具工のためにミサなどの宗教儀式を行ない、また親方や奉公人に対する扶助を行なう一方、教会に対して馬具工が各種の上納や、寄贈、慈善などを行なわねばならないという関係が決められており、教会を中心としたギルドの姿が示されている。さらに一三世紀には、ロンドンは種々のギルドによって「蜂の巣状にされた」と言われる程になっている。最近の経済史研究によれば、ロンドンの本格的な同職組合(クラフト・ギルド)の形成は、一三世紀中頃から進んだがその多くは基本的にはかつての宗教的ギルド、それも同職者から成るギルドを母体にして発生・転化したと言われている。

ロンドンのこのような内部状態を他の全ての自治都市に共通のものと考えすることはできないが、一二、三世紀にかかるとギルドないしその前身が自治都市に存在していたことは十分に予測し得ることである⁴⁰⁾。そしてこのような集団が宗教的な生活と世俗的な生活の基盤として最も重要な意味を有していたのである。もちろん、この時代について、精神的生活と物

質的生活というように人間生活を二元的に考えてはならないのであって、実際には精神と物質は渾然一体となって彼らの世界を構成していたのである。

したがって、我々の問題に立ち返れば、訴訟手続における証明方法としての雪冤宣誓は、かかる共同体的背景のもとに有効に機能していたということになる。原告が他所者で被告が都市民である場合には、その被告は都市の共同体によって援護され得たであろうし、原告も被告も都市民である場合には、都市内部の小集団たる小共同体がその被告を援護し得たであろう。ただし、この場合には、自治都市共同体が原告集団と被告集団とに分裂する形になり、全体の共同性が危うくなる危険が生じたかも知れない。しかし、その場合にも、後に述べるように、いわば共同体の神として意識されていたはずのキリスト教の神が、手続上の中心に据えられていたために、紛争解決の過程で全体としての共同体の秩序は回復されたのである。

被告集団を形成する宣誓補助者たちが被告本人によってではなく都市の役人によって選出される場合にも、現代の陪審制度のように選挙民の中からアト・ランダムにそれが選ばれるわけでは決してなく、やはり被告の人間を知っているような人々から選ばれたと思われる。そうでなければ、その宣誓補助者は判断の仕様がなしいし、宣誓の仕様がなからである。確かに、雪冤宣誓の手続は陪審の手続の影響を受けたかも知れない。ヘンリー二世の時代には民事陪審の影響を、そしてヘンリー三世の時代には刑事陪審の影響をである。我々の史料の中にもその片鱗は窺える。しかし、手続上の本質、すなわち被告本人が自分の潔白を宣誓し、宣誓補助者がその被告の宣誓の真实性を請け合つて宣誓するというこの構造は変わっていないのである。したがって、陪審の手続の影響を受けようと、あるいは公正の見地から手続の改良がなされようと、我々が最も注目している雪冤宣誓の意味には何らの変更も加えられていないことになる。それでは、雪冤宣誓の意味とは何であろうか。それは、キリスト教という宗教の世界との関連で理解されなければならない。

(2) 雪冤宣誓とキリスト教

先ず初めに、キリスト教が、中世西欧社会の精神生活の支柱の主たるものとして位置付けられるべきことを、確認しておかねばなるまい。ここでは、中世の悪魔の概念史を研究しているジェフリー・ラッセルとイギリス精神史の独自の研究者である歴史家クリストファー・ドーンソンの言葉に耳を傾けておこう。

「キリスト教が一度戦勝ラッパをふき鳴らしたからといって異教が死に絶えたわけではないし、地域によっては——スカンディナヴィアやロシアのように——ずいぶん遅くまで生き残っていたことは、たしかである。だが一二世紀には事実上全ヨーロッパがキリスト教化していた。どの地方でも異教の信仰と習慣が改宗ののちも断片的に残り、中世を生きのびた。だがある一つの体系的な異教の儀式や神学が中世に存在したという証拠は皆無である。」⁽¹⁾

「何にもまして重要なのは、中世という時代を支えていた霊的原理とも言うべき、キリスト教の信仰がどんなものであったかを、はっきり理解することにほかならない。この時代が信仰の時代と呼ばれる所以は、ただ単に、この時代全体が表向きに宗教性を表明しているからだけではない。ましてや、往時の人々の方が、社会的にも経済的にも当今の人よりも信義にあふれ、清廉で情誼に篤かったからではさらさらない。本当の理由は、かれらが、自分自身を十全とは信ぜず、人間の努力の可能性を矢鱈に信ずることなく、人間の業績としての文明を超えたある力、歴史の外にあって歴史に働きかける力をひたすら信じていたことによるのだ。」⁽²⁾

ドーンソンは、ここで非常に重要なことを語っているのである。当時の人々が、歴史の外にあって歴史に働きかける力、人間という小宇宙ないし自然という大宇宙の外部から人間に働きかけてくる力、あるいは人間の内部に潜む外部の力と考へることも可能なのであるが、そのような力の存在に気付き、それをひたすら信じ、絶対的な信頼をそれに寄せていたということである。

その力はこの世のものではない。あの世、他界、異界、あるいは外部の力、もしくは超越者ないし神の力というように

様々の名称で我々はそれを呼んできた。しかし、人間の意識が、あるいは無意識が直観している力は同一である。そしてこれは人類の歴史において普遍的な局面である。少なくとも現在に至るまで我々は、この課題に決着を付けてはいない。広い意味での信仰の世界に生きることによって結論を先取りし得ている人々がいるにしても、類としての人間は、結論に到達していない。これに対して、我々の扱っている時代の人々は、あの外部の力をひたすら信じ、一方的な働きかけだけではなく、応答を期待し懇願したのである。神への祈りは外部の力との一体化を目指す行為である。この種の行為を我々は、外部の世界との交流と呼ぶが、それは彼らにとつて现实生活の中心に位置付けられていたのである。例えば、宣誓という行為にしても、それは神との交流の一場面であらう。それも、単に個人レヴェルの交流に留まらず、共同体の成員たる隣人の立ち合いのもとに行なわれる神との共同体的な交流の儀礼である。言うまでもなくそれは、単なる形式ではなく内実を伴う儀礼であつた。

一二世紀の西欧がキリスト教化していたという時、外部の力はキリスト教の神の力として顕現しており、その神は人々の生活する共同体の神として現実には位置付けられる。例えば、上述のギルドの宗教的側面に注目すれば、我々はそこにこのキリスト教の神を見出すであらう。当時の小共同体は殆ど全て、キリスト教の神を頂点にして精神的に結束していた。雪冤宣誓の手続は、一二、三世紀の人々のかかる宗教的意識、すなわち信仰に裏打ちされて有効に機能し得たのであつた。雪冤宣誓において、被告が正しいか正しくないかは、被告自身が自分の靈的救済を賭けて自分の責任において判断し、これを彼の隣人たちがやはり自分たちの靈的救済を賭けて自分たちの責任において人格証言人として被告の宣誓を保証するわけであるが、ここでは、共同体の生活が、当時の人々の精神における最上位の価値つまり人間の靈的救済を用意する至上の存在としてのキリスト教の神の価値に収斂される形で展開している。つまり、上位の相にある価値としての神が、下位の相にある共同体的生活を統合していると言える。人々の意識において、至上の価値としての神の存在が見失われなければ、共同体的生活が順調に展開し得るといふ保証がここにはある。

被告あるいは宣誓補助者が偽誓を行なえば、それは彼が死後の救済を放棄したことを意味するだけでなく、偽誓から帰結する神の怒りは神の共同体に降りかかると意識されていたように思われる。キリスト教における救済は、聖書の解釈からくる教義上の理解では、先ず個人の救済が先行するのであろうが、この場面では共同体の救済も意識されていたのではなからうか。

したがって、共同体の絆に属しながら偽誓を行なわんとする者は、必ず自分の霊的救済の放棄と共に共同体の霊的救済の放棄という危険からの強迫観念に駆られたはずなのである。共同体の成員として自らを共同体の中に置いている限りではあるが。実際、もしも偽誓という行為が発覚すれば、共同体の精神的秩序に傷がつけられ、その傷を癒すための儀礼が必要とされたはずである。その本人に、例えば儀式を伴う破門のような罰を下すことによってである。

犯罪が生じたとする。それ自体は個人への攻撃であっても、それは同時に共同体の秩序に傷をつける行為と見做された。傷つけられた秩序は、儀礼としての「刑罰」⁽⁴³⁾によって回復される。周知のように、これはゲルマン的伝統の中に位置付けられる。我々の扱っている時代において、或る人に犯罪の嫌疑がかけられたとする。それ自体は個人への嫌疑であるが、それは同時に共同体の精神的秩序を危うくするものであった。犯罪を犯したことが露見すれば、「刑罰」が秩序の回復を齎らすが、そうでなければその嫌疑は何らかの儀礼で晴らされねばならなかった。その儀礼の中心に位置したものが、神との交流の一方法としての宣誓であったと思われる。雪冤宣誓における本人と宣誓補助者の宣誓は、本来、共同体の法的生活の中でこのような機能を果たしていたのではなからうか。なお、火ないし水による神判、さらには決闘も、共同体の神を媒介にして共同体の秩序を回復するための儀礼として本来機能していたと思われる。

雪冤宣誓の意味は、このように宗教との関連で把握されねばならない。雪冤宣誓の手續の場面には、裁判を主宰する者、裁判官（判決発見人）、原告側の者、被告側の者、そして傍聴・傍観する者が、精神の統轄者としての司祭を中心に集合していた。彼らは、そしてとりわけ宣誓者と司祭は、手續の決定的な場面で、外部の力としての神の力との極度の緊張関

係の場に入ったのである。外部の力を信ずる宗教社会において、この手続は有効に機能した。以上述べてきたところから明らかのように、雪冤宣誓は、個別事件における被告の免責ないし無罪を証明する方法であるという意味と同時に、外部の力との交流の一環を成すという意味と、傷つけられた共同体の秩序を回復させる機能を果たすという意味を有していたのである。

(1) 本稿では、*lex (vager of law, compurgation)* に「雪冤宣誓」という訳語を当てている。しかし、厳密にはこれは正確でない。「雪冤」は、無実の罪を明らかにして身の潔白を示すことであり、刑事上の概念であるが、*lex* は、刑事訴訟においても民事訴訟においても用いられているからである。民事訴訟について見れば、被告に責任の無いことを証明し、被告が責めを免れる方法であるから、民事上の概念用語を用いて「免責宣誓」と訳すべきであろう。したがって、本来ならば正確を期して両者を使い分けるべきである。けれども本稿では、煩雑になることを避けてそのような使い分けをせず、「雪冤宣誓」に統一した。両者を統合する用語を当てることも可能であるが、適当な語が見当らず、また、*lex* の発生史に注目すれば、それはもともと刑事訴訟に属する手続であったように思われるので、「雪冤宣誓」という訳語を当ておくことにする。

- (2) Pollock & Maitland, *op. cit.*, vol. I, p. 644.
- (3) *Ibid.*, p. 643.
- (4) 佐藤伊久男「イングランド中世における法と裁判——グランヴィルの『法と慣習』分析——」、木村尚三郎他編『中世史講座 第4巻』学生社、一九八五年。
- (5) 同右論文
- (6) 同右論文、二二二—二二三頁。
- (7) Pollock & Maitland, *op. cit.*, vol. II, p. 602-603.
- (8) *Select Pleas of the Crown*, vol. I (*op. cit.*), p. 66. なお、邦訳に際しては、メイトランドの英訳に従った。
- (9) *Ibid.*, p. 111.
- (10) *Ibid.*, p. 66. Cf. *ibid.*, p. 77.
- (11) 林深山「イギリス法における「同輩の判決」の一研究（一—三—定——Leges Henrici Primiを中心として）」、『国家学会雑誌』七一巻五、九、一二号、一九五七年、二二五九頁。

- (12) 同右論文(三・完)九二頁。
- (13) 小山「陪審制と職権的糾問手続への史的岐路」(前掲) 参照。
- (14) *Select Charters and other Constitutional History from the Reign of Edward the first*. Arranged and edited by William Stubbs, 9th. ed., Oxford, 1951, p. 129.
- (15) *Ibid.*, pp. 261, 306.
- (16) Robert Bartlett, *Trial by Fire and Water. The Medieval Judicial Ordeal*, Oxford, 1986, p. 119.
- (17) *Ibid.*, p. 120.
- (18) *Ibid.*
- (19) *Ibid.*, pp. 119-120.
- (20) *Municipia Cithalliae Londoniensis; Liber Albus, Liber Custumarum, et Liber Horn*. Edited by Henry Thomas Riley. Vol. I. containing *Liber Albus*, compiled A. D. 1419. London, 1859. Introduction, pp. xviii, xxv.
- (21) *Ibid.*, p. 56.
- (22) *Ibid.*, pp. 57-58.
- (23) *Ibid.*, p. 58.
- (24) *Ibid.*, pp. 58-59.
- (25) Mary C. Borer, *The City of London. A History*, New York, 1978, p. 160.
- (26) *Select Pleas of the Crown*, vol. I (*op. cit.*), pp. 38-40. なお、邦訳に際しては、メイトランドの英訳に従った。
- (27) *Ibid.*, p. 27.
- (28) *Ibid.*, p. 115.
- (29) 史料24の「起訴された(accusatus)人」は正式起訴された人(indicted person)を指しているように見える。ちなみに、ミルソムは「the accused」という言葉で「正式起訴された人」を表わしている。24参照。
- (30) Gross, *op. cit.*, p. 691. 拙訳「中世イングランド自治都市における審理方法」(本誌掲載)二〇二頁。
- (31) Gross, *op. cit.*, p. 693. 拙訳「二〇四頁。直江真一「中世イングランドの決闘審判について」、片野達郎編『総合研究 中世の文化』角川書店、一九八八年、一九〇頁。
- (32) Susan Reynolds, *An Introduction to the History of English Medieval Towns*, Oxford, 1982 (First published 1977.), p. 101. Bartlett, *op. cit.*. ハンズ・ブラーニッツ、鯖田豊之訳『中世都市成立論——商人ギルドと都市宣誓共同体』、未来社、一九七五年、一九

六、一九九—二〇〇頁。

- (33) *Milsom, Historical Foundations of the Common Law*, second edition (*op. cit.*), p. 245.
- (34) *Select Pleas in Memorial and Other Seigneurial Courts*, vol. I (*op. cit.*).
- (35) *Select Cases concerning the Law Merchant*, vol. I (*op. cit.*).
- (36) 鵜川馨氏によれば、当時、都市民ならびに都市共同体は次のような存在と見做されていた。
 「都市領主の側からすれば、都市民とは、都市内に土地家屋を所有するものであって、都市共同体とは、宅地の所有者から構成されるものと見做されていた。市民の側からすれば、都市特権 (*liberties*) に明示されているように、「一年と一日」以上都市内に居住したものが市民であると考えられ、すべての都市内の定住者が都市共同体を構成するものと考えられていた」。(鵜川馨「都市共同体とギルド 問題提起」、『社会経済史学』五三巻三号、一九八七年、三—四頁)。
- (37) 差し当り、酒田利夫「イギリス中世都市の成立について」、『大阪学院大学商経論叢』三巻一号、一九七七年)、城戸毅「中世イギリスの国制と都市——Boroughとは何か——」、『西洋史学』一一八号、一九八〇年)、鵜川馨、前掲論文参照。
- (38) 鵜川、同右論文、一—二頁。
- (39) 坂巻清『イギリス・ギルド崩壊史の研究』、有斐閣、一九八七年、四〇頁以下。
- (40) H. F. Westlake, *The Parish Gilds of Medieval England*, London, 1919, pp. 11-25.
- (41) J. B. ラッセル、野村美紀子訳『魔術の歴史』、筑摩書房、一九八七年、五六頁。
- (42) C・ドーソン『ヨーロッパの形成』、創文社、一九八八年、vi頁。
- (43) 阿部謹也『刑史の社会史』、中公新書、一九七八年、三七—九六頁、栗本慎一郎『法・社会・習俗』、同文館、一九八一年、六九—七三頁参照。

五 結びに代えて

以上我々は、一二世紀以後一六世紀までの自治都市における雪冤宣誓についての史料を、周辺の社会的現象と関連付けながら検討し、さらに雪冤宣誓が、とりわけ一二、三世紀に限定してではあるが、当時の社会においてどのような意味を有したかを考察してきた。

刑事事件については、一二、三世紀に国王裁判所において都市民は雪冤宣誓を用い得たわけであるが、一四、五世紀には五港の慣習において、重罪について雪冤宣誓が用いられ（史料40・45）、また史料56には、五港の特権地域下では土地訴訟を除いて審問II陪審が用いられないことが書かれていた。五港に関しては、40で簡単に述べたが、その裁判所および裁判管轄権についての検討は今後の課題とし、五港裁判所における雪冤宣誓の位置付けも別の機会に論じることとする。

民事事件については、62で述べたように、雪冤宣誓は地方の裁判所および国王裁判所において一六世紀に至るまで有効に機能していたのであり、このことは、本稿で述べた雪冤宣誓の社会的意味が、一定の変容を被っていたにしても、一六世紀に至るまで基本的な線において存続していたことを窺わせるのである。

（完）

〔付記〕 筆者は、一九八七年度九州法学会第七六回大会（二月二九日）で、伝統的社会における法制度の中で宗教上の心理現象が法現象にどのように投影されて、一定の有効な機能を果たしたかという観点から、「証明方法としての雪冤宣誓の共同体的意味」という主題で、また、一九八八年度法制史学会第四〇回総会（四月二一日）で、国王裁判所での刑事訴訟において、証明方法としての雪冤宣誓が自治都市民によつて用いられたのはなぜかという問題関心から、「中世イングランドにおける雪冤宣誓」という主題で報告する機会に恵まれた。報告での質疑応答に際して、さらにその後の幾つかの機会に有益なご意見とご教示を与えて下さった多くの方々に、厚く感謝の意を表わしたい。本稿は、これらの報告を基礎として執筆されたものであるが、提起された問題のうち未解決のもの、今後の研究の過程で解いてゆくつもりである。

本稿で利用した文献資料の収集に際しては、小山貞夫東北大学教授、直江真一東北大学助教授から貴重なご意見とご尽力を得ることができた。記して深謝の意を表わしたい。また、早稲田大学図書館所蔵の文献を利用するに際しては、今回も、畏友前川佳夫氏（早稲田大学院法学研究科博士後期課程）から多大のご協力を賜わった。ご親切に対して深くお礼申し上げます。

なお、本稿は、昭和五十九年度文部省科学研究費補助金奨励研究（A）による研究成果の一部である。